

学生のパーソナルファイナンス理解における知識獲得と その応用に関する研究

— 3級ファイナンシャル・プランニング技能士が考える仮想通貨取引 —

平川 幹和子

〔要 旨〕

従来、パーソナルファイナンスの問題はコーポレートファイナンス等に比べて教育研究が後回しにされてきたが、ここ数年来は重要性が認識され、特に文系領域では国家資格であるファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得を目的とする科目がカリキュラムに配置されるなど、金融経済教育の推進が図られてきた。しかしながら主としてキャリアに関する資格取得としての位置づけであり、それにより得た知識を実際に学生が役立てているかなどは明らかにされていない。本稿では、3ファイナンシャル・プランニング技能士試験対策から得た知識が、大学生間で「投資」として密かに横行している仮想通貨取引の勧誘に関してどう影響するのか述べる。

1. はじめに

近年まで個人に帰属する金融知識・スキルの習得は、大学における教育研究とはかけ離れたものとされてきた。2016年11月、筆者のゼミナールの学生（梅根）がアメリカ合衆国テキサス州にあるアビリン・クリスチャン大学の学生に対して“日本とアメリカの若者が持つ株式取引に対する意識差”を調査した¹⁾。この13項目のアンケートには22学部の学生152人から回答があり、そのうち56%が「家庭内で株式取引または資産運用について話をしたことがある」と答え、43%が「今まで学校で株式取引や資産運用の大切さについて学んだことがある」と答えている。このうち、実際に株式取引をしている者は10%であったが、株式取引をしてみたいと答えた者は74%にのぼった。始めたきっかけや理由では「家族や父の影響」および「将来のために資産運用をしている」という回答が最も多かった。同様のアンケートを2015年10月に九州産業大学の学生に対して行ったところ、株式取引をしていない者の40%が「株式取引をしてみたい」と答えたのみで、残りの60%の者は「株式取引をしたくない」と拒絶反応を示した。これはアビリン・クリスチャン大学の半数にしかならない。このような結果は、投資はもちろん、家計や教育費について親子間で話合

いを避ける傾向がある日本では当然ともいえる。アメリカ合衆国のような「家庭でのパーソナルファイナンス習慣」が簡単には根付きにくい日本では、教育にパーソナルファイナンスの習慣を取り込む必要がある。

これまでパーソナルファイナンスはコーポレートファイナンス等に比べて教育研究が後回しにされてきたが、ここ数年来は重要性が認識され、特に文系領域では国家資格であるファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得を目的とする科目がカリキュラムに配置されるなど、金融経済教育の推進が図られてきた。しかしながら、それもキャリアに関する資格取得としての位置づけであり、それにより得た知識を実際に学生が役立てているかなど、学びがどの程度有効かは示されていない。

パーソナルファイナンスは実学である。2014年から筆者は、日本の若者が株式投資を躊躇する原因およびパーソナルファイナンス教育の株式投資への影響を明らかにするため、授業科目（ゼミナール含む）の中で株式の実取引およびファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得を組込む試みを行っている。本稿では、2014年から2018年までの試みのうち主にファイナンシャル・プランニング技能士試験対策から得た知識が、大学生間で「投資」として密かに横行している仮想通貨取引の勧誘に関してどう影響するのかについて述べる。

2. 学生を取り巻く現状

2.1. 福岡県内の主な私立大学の家計環境について

2019年現在、大学数は18歳人口に比して史上最多の状態である。そのため、大学によっては定員補充対策も兼ねて給付型の独自奨学金制度を設けているところも多い。奨学金.net^[2]によると、275校の国公私立大学が独自の奨学金制度（特待生制度）を設定している。また、民間団体も171団体が返却不要の給付型奨学金を募っている。しかしながら、最も利用されている奨学金制度は、日本学生支援機構の貸与型奨学金である。

2016年の日本学生支援機構の貸与型奨学金の1人あたりの貸与月額額は約7万円であった^{[3](注1)}。この金額を大学在学4年間借りると卒業時に300万円超えの借金を背負うことになる。有利子の貸与の場合は卒業半年後から利子が課されるため、さらに借金の金額は上がる。これに伴う奨学金返還困難者については解決すべき問題として認知され、2018年度から給付型奨学金も導入されたが、家計条件が「家計支持者が住民税非課税者」「生活保護受給世帯」「社会的用語を必要とする人（児童養護施設入所者等）」であるため、貸与型

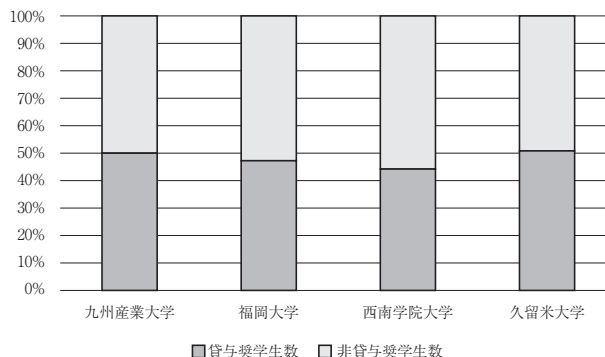


図1 大学生（学部）に占める貸与奨学生の割合

奨学金を借りている大多数の学生にはあまり影響がない。日本学生支援機構によると2017年度の貸与奨学生数は、大学（学部）学生2,681,966人中959,159人（約36%）である^[4]。図1は日本学生支援機構が公表している学部学生数および貸与奨学生数のうち、福岡の主な大学のデータをグラフ化したものである。九州産業大学においては学生10,330人中5,125人（約50%）、福岡大学においては学生18,329人中8,669人（約47%）、西南学院大学においては学生8,163人中3,608人（約44%）、久留米大学においては学生6,627人中3,383人（約51%）が貸与奨学生である。全大学における貸与奨学生がおよそ3人に1人であることをみれば、およそ2人に1人が貸与奨学生となっている福岡の主な私立大学の学生は厳しい家計環境にいることがわかる。

2.2. 大学生間の広がる仮想通貨投資について

一般的に投資の代表格は株式や投資信託の売買である。しかしながら、学生が「投資」と聞いて最初に思い浮かべるのは仮想通貨取引やFXである。なぜならば、友人や知人から「〇〇は投資をしているらしい」「〇〇万円、勝っているらしい」と聞かされ身近な存在となっているためである。さらに、「絶対に儲かる」「簡単にできる」との誘い文句に踊らされ、消費者金融から借金し“ファンド”と呼ばれる組織に入金する者が存在している。しかもその金額は数十万円の単位であり、最終的に騙されたと感じた者が多額の借金を返すためにアルバイトに没頭し、大学から去らざるを得ない状況も出てきている。これは由々しき事態である。

2018年4月、筆者はeコマース論およびWebシステムデザイン論を受講している学生145名を対象に、仮想通貨投資についてアンケート調査を行った。その結果、仮想通貨取引に「興味がある」と答えたのは約52%であり、「興味がない」と答えたのは48%であっ

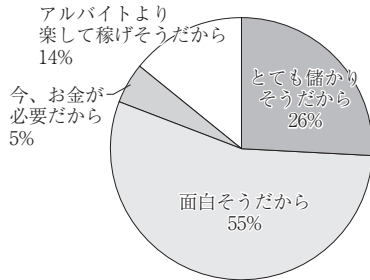


図2 仮想通貨取引に興味がある理由

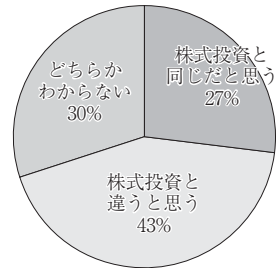


図3 仮想通貨と株式との投資の違い

た。図2に示すように「興味がある」と答えた者の約40%が「とても儲かりそうだから」「アルバイトより楽しく稼げそうだから」「今、お金が必要だから」など、仮想通貨取引を「手っ取り早く楽に儲ける手段」として期待している。また、仮想通貨取引と株式取引の違いを尋ねたところ、図3のような結果を得た。このように、一般的な学生は投資について漠然とした自分なりのイメージを抱き行動している現状が見えてきた。さらに、仮想通貨取引を持ち掛けられたかどうか聞いたところ、145人中14人が何らかの声を掛けられていたこともわかった。うちわけは、学内関係者（先輩、友人、後輩）が約45%、他大学関係者（先輩、友人）が約45%、アルバイト先が約5%、全く知らない人が約5%であった。

3. パーソナルファイナンス教育へのファイナンシャル・プランニング技能士試験の利用

3.1. 大学におけるパーソナルファイナンス教育の実態

大学におけるパーソナルファイナンス教育の実態については、アメリカ合衆国での事例と比較されながら、これまで様々な調査が行われてきた。2006年の古徳佳枝氏「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育の現状と課題－全国大学シラバス調査を通して－」^[6]ではパーソナルファイナンス講義を実施していた大学は19大学であったと報告されている。2019年4月現在、日本FP協会が公表している「学生や社会人がFPを学べる大学一覧」^[6]に名を連ねている大学が118校であることをみるに、2011年の北川弘文氏「大学生のキャリア教育におけるパーソナルファイナンス教育導入の提言」^[7]で見られるような“パーソナルファイナンス教育をキャリア教育として位置付ける”ことは成功していると言える。文系学部学科に限れば、近年、専門科目にファイナンシャル・プランニング技能士資格取得

科目を設置する大学も増えてきている。

筆者のゼミナールにおいてもパーソナルファイナンスに必要な知識を獲得させるため、学生にファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得を推奨している。しかしながら、学生は資格を取得した後、学生生活でその知識を使わず、時間と共に学んだことを忘れていくことが判明した。そこで、学生間で行われている仮想通貨取引の勧誘に学んだ知識がどう活かされるか、調査をおこなった。

3.2. ファイナンシャル・プランニング技能士試験対策で学べる知識

ファイナンシャル・プランニング技能士は、顧客のライフデザインとライフプランの実現を図るために、様々な分野のデータを収集し、必要に応じてパーソナルファイナンスに関するプランの設計・実行・見直しのアドバイスを行う者である。そのためには、年金、税金、不動産、住宅ローン、生命保険、不動産、贈与や相続などの幅広い知識が必要となる。したがってファイナンシャル・プランニング技能士試験では、以下の6つの科目について試験問題が出題される。これは資格のグレード（1級～3級）において共通である。

- ① ライフプランニングと資金計画
- ② リスク管理
- ③ 金融資産運用
- ④ タックスプランニング
- ⑤ 不動産
- ⑥ 相続・事業承継

このうち、学生が最も身近な科目となるのが③金融資産運用である。実のところ、学生にライフイベント表やキャッシュフロー表を作らせようとしても作りきる者はほとんどいない。なぜならば、彼らにとって現実味がないからである。将来の核となる自分の就職後の収入等が不明であり、付き合っている彼氏彼女がいたとしても結婚までは意識していない。また、個性が重視され各々の生き方が尊重される現代においては、一昔前のように大部分の人が選択する人生の常套パターンが通用しなくなっているためモデルケースが意味をなさない。保険の契約や税金の支払いおよび不動産の購入などは学生生活からほど遠く、相続・事業承継にかかわるのは保護者や祖父母等の死に直面する学生のみである。唯一、金融資産運用の知識だけが、どのような学生でも学んですぐに活かせるものといえる。以下に3級レベルの金融資産運用の知識を示す。

【3級レベルの金融資産運用の知識】

- GDP、景気動向指数（DI、CI）、日銀短観、マネーストック統計、物価指数
- 金融政策（日銀）、景気と金利、物価と金利、為替動向と金利、内外金利差
- 固定金利と変動金利、単利と複利、利率と利回り、ゆうちょ銀行の金融商品
- 債券の特徴と種類、債券の利回り、債券価格の変動要因、債券のリスクと格付け
- 株式の仕組み、証券取引所、株式の売買単位、株価の決定方法と注文方法
- インカムゲインとキャピタルゲイン、株価指数（日経225、TOPIX、JPX日経400）
- 株式売買の種類と決定日、投資指標（PER、PBR、ROE、配当利回り、配当性向）
- 投資信託の分類と種類、投資信託の運用方法、投資信託のコストと換金方法
- 目論見書と運用報告書、外貨建て金融商品、為替レート、外貨預金と外貨建MMF
- 債券の税金、情報株式等の税金、投資信託の税金、NISA
- ポートフォリオ、資産運用におけるリスク、デリバティブ取引
- 預金保険制度、投資者保護基金
- 金融商品販売法、消費者契約法、金融商品取引法

これらの知識を持っているはずである3級ファイナンシャル・プランニング技能士資格取得の学生7人が、仮想通貨取引についてどう判断したかを以降に示す。

4. 投資対象としての仮想通貨に対する判断**4.1. 暗号通貨の仕組みと特徴**

一般的に仮想通貨の代表とされるのが暗号通貨であるビットコインである。広義の仮想通貨には、オンラインゲーム内で使用する通貨、Webサイト内のみで使えるポイントなども含まれるが、いずれも投資の対象にはなっていない。暗号通貨は公開鍵暗号方式という暗号化技術が応用されたブロックチェーンであり、ブロックチェーンは取引データをブロックと呼ばれるリストに書き込む分散型台帳技術である。取引に参加しているすべての人が全く同じ取引台帳を持ち、全員で取引を監視している。そのため、ビットコインなどの暗号通貨には特定の国家による裏付けがない。2018年3月にブエノスアイレスで開かれ

たG20（財務大臣・中央銀行総裁会議）では、暗号通貨を暗号資産と位置づけた。これにともなって日本においても2019年5月に仮想通貨から暗号資産への呼称変更などを盛り込んだ資金決済法や金融商品取引法の改正法が国会で可決成立した。本論文においては暗号通貨ではなく仮想通貨の表記を使用する。

図4にビットコイン送信時の処理を示す。A氏が「B氏に3ビットコインを送信する」とした取引データを自分のデジタル署名付きでP2Pネットワーク（ビットコインの取引ネットワーク）に送り出す。このデータセット（取引A）がP2Pネットワーク参加者に届くと、あらためて取引データからハッシュ値が計算され、付属のデジタル署名から得られたハッシュ値と一致するか検証が行われる。ハッシュ値が一致した場合、改ざんのない正当なデータであると判定され、同様に検証が行われた他の取引データと合わせてリスト化される。データ自体に問題がないとされた取引データは、次にその取引が正当であるかを判定するため、過去の取引データと整合性をチェックされる。その結果、正しい取引記録の集まりであると判定されると、リストは1つのブロックとして締められる。この行為をマイニング（取引の承認）と呼ぶ。マイニングは参加者全員で行い、参加者の半数以上が「リストの取引に問題がない」と取引を承認（マイニング）すれば、そのブロックは既存のブロックと繋がられてブロックチェーン（取引台帳）に追加される。マイニングの実際は、ブロック化する際にリストに矛盾がないことを示すハッシュ値を求める計算である。ブロックチェーンに繋がっているブロックが多ければ多いほどマイニングは多大な計算量となる。そのため、最初にハッシュ値を求めた者に対して報酬として1BTCを与えるルールがある。2009年にBitcoin-Qtというウォレットアプリケーションが公開され^[8]最初のビットコインが発行された時と比べると、現在のマイニングに要するエネルギーはあまりにも莫大になりすぎて報酬に見合わないと言われている。なお、新たに発生したブロックは全ての参加者と共有されるが、一般的にA氏およびB氏のビットコインのウォレットに取引結果が反映されるのは、その取引が格納されたブロックの後に6ブロック程度つながる頃である。

以上のことから分かるように、暗号通貨とは仮想通貨と呼ばれていたように実体としては何もなく、ただ取引の結果のみが記されたデジタルデータが存在するだけである。つまり価値を考える時、暗号通貨をわかりやすく例えるとしたら、「数人でじゃんけんをし、最後に勝った人に1ポイント与えるというルールของเกมを作り出し、これによって手に入れたポイント」と何ら変わりが無いと言える。そのポイントにどのような価値を見出すか、いかほどの現金や品物と引き換えるかは、個人の価値判断による。無から有を生

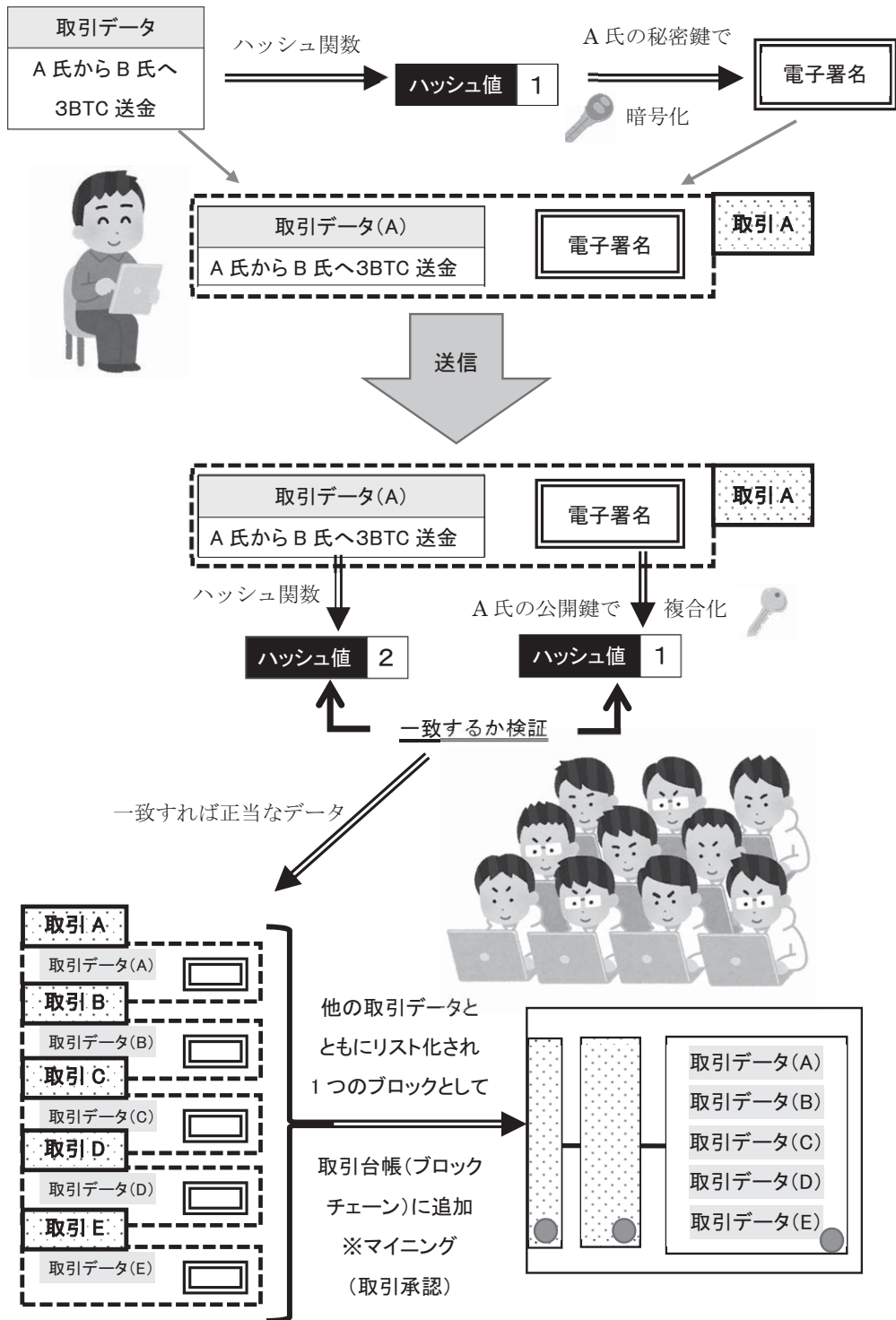


図4 ビットコイン送信時の処理

み出すと考えられているが、実際はマイニングに使用した電気エネルギー等の変換にすぎない。

現在、同じような仕組みの暗号通貨は全世界で1000種類を数える。2019年6月、Facebookも独自の暗号資産「Libra（リブラ）」をリリースすると発表した。

4.2. 学生が考える投資対象としての仮想通貨

2018年、筆者のゼミナールに所属する3級ファイナンシャル・プランニング技能士有資格者の7名の学生が話し合い、仮想通貨が投資対象に向いているかどうかを判断した。そのために彼らが出したチェック項目は3つである。その判断結果と共に以下に示す。

- ① 仮想通貨は「若者の」投資に向いているか
 - 複利効果があるか → × インカムゲインがない
 - ボラティリティが低い → × 値幅制限がないためボラティリティが高い
- ② 仮想通貨は「通貨として」の価値があるか
 - 価値尺度 → × ボラティリティが高いため尺度機能はない
 - 貯蔵手段 → × ボラティリティが高いため貯蔵機能は弱い
 - 交換手段 → ○ 少ない事例だが交換手段としては機能する
- ③ 仮想通貨の「取引に」リスクはないのか
 - 取引所の信頼性 → × ハッキング被害、詐欺業者の横行
 - 仕組みの脆弱性 → × 51%問題^(注2)

3級ファイナンシャル・プランニング技能士である学生が、仮想通貨が彼ら若者の投資対象として相応しいか否かの判断に第一に考えたのは安定性である。現時点において投資に回せる手持ち資金の少ない彼らは、投資対象の買い足しや長期保有を想定してインカムゲインの有無を問題とした。客観的に見るとボラティリティの高い商品は、少ない元手で

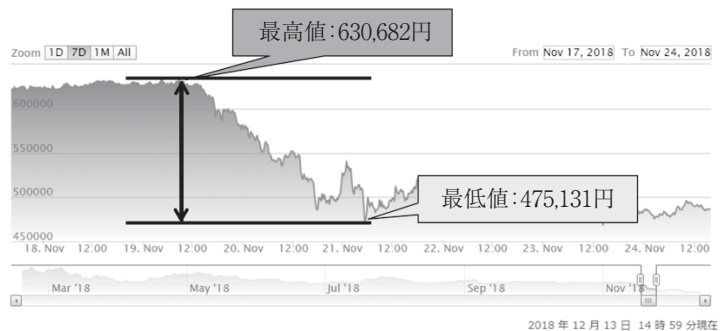


図5 学生が判断した時期のビットコインの価格推移

大きく稼ぐチャンスを含んだものである。しかしながら、その急騰急落のデータ（図5参照）を見たとき、学生は仮想通貨を投資対象から外したのである。さらに通貨として通用するかにも注目した。その結果、通貨が持つ3つの機能のうち交換手段のみしか持たないとし、所有する価値がないと判断している。また、仮想通貨のリスクについては、取引所へのハッキングによる被害や詐欺業者の存在、マイニングにおける51%攻撃問題など、株式や投資信託の取引と比べて安全性が低いと判断している。

以上のように、3級ファイナンシャル・プランニング技能士有資格者の学生が仮想通貨を投資対象とするかどうかの判断に使った知識は「複利効果」「インカムゲイン」「ボラティリティ」「値幅制限」の4つである。「通貨の機能」は金融知識の初歩、「ハッキングや詐欺」はサイバー犯罪、「51%攻撃問題」は仮想通貨の仕組みの問題である。

4.3. 3級レベルの知識による仮想通貨の投資要素の判断

一般に資産運用に必要な要素は「安全性」「流動性」「収益性」である。仮想通貨が資産運用に向いているかはこの3つをチェックするとわかるのだが、問題は3級ファイナンシャル・プランニング技能士の金融資産運用の知識で判断がつくかどうかである。

「安全性」の根本については、仮想通貨の仕組みを知らなければわからない。仕組みを知らなければパスワード紛失等によるロックなど、保管による資産の消失^(注3)の可能性にも言及できない。しかしながら、他の金融商品の取り扱いと比較することで安全性の推測は可能である。基本的に金融商品は金融関連の法律によって規制を受ける。仮想通貨（暗号資産）についても、2017年4月の「資金決済に関する法律（資金決済法）」の改正により暗号資産の交換業者の登録制が導入され、2019年5月31日に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し6月7日に公布されるなど、暗号通貨を法律の規制内に収めようとする動きが出てきた。なお、資金決済法については3級レベルの知識では出てこないが、金融商品取引法や金融商品販売法は学ぶ項目として挙げられている。金融商品取引法は暗号資産（現物）や暗号資産デリバティブおよび投資型ICOトークンの取引を、金融商品販売法は暗号資産デリバティブや投資型ICOトークンを扱う業者を、それぞれ規制している。つまり、仮想通貨取引（暗号資産取引）の仕組みを理解していなくても、金融商品取引法や金融商品販売法をみることで、仮想通貨取引がどの程度の安全性を保てるか見当がつくはずである。なお、ファイナンシャル・プランニング技能士の資格試験知識とは直接関係がないが、取扱業者の素性を調べることは四季報などで株式の銘柄を調査することが一般的であれば

自然に行う行為である。

「流動性」については、仮想通貨市場の規模、売買手続きの煩雑さや手数料などが関わってくる問題である。仮想通貨の取引市場である仮想通貨取引所は証券取引所と別物であり、知識として学ぶ項目に入っていない。よって、流動性について判断するには独自の学びが必要となる。

「収益性」については、インカムゲインとキャピタルゲインなどの金融資産運用の知識以外に、タックスプランニングの知識からも判断できる。タックスプランニングの雑所得の項目には「仮想通貨（ビットコインなど）の取引による所得は雑所得」と明記⁹⁾されており、税率の違いが問題となることがわかる。

5. 仮想通貨取引勧誘に対する判断

5.1. 仮想通貨取引勧誘の実際

「2.2. 大学生間の広がる仮想通貨投資について」で示したように、大学の内外を問わず学生には仮想通貨への投資話が持ちかけられている。そこで筆者のゼミナールでは実際に勧誘を行っている学生から、どのように勧誘が行われているのか、参加者はどのように仮想通貨の売買を行っているのかを、勧誘者および被勧誘者に半年かけ聞き取り調査を行った。以下にその時の詳細を示す。

<勧誘者と被勧誘者の関係>

- * 被勧誘者：1年以上前からターゲットにされ、継続的に勧誘されている。
 - 「大切な友達だから一緒に儲かろう」「絶対に儲かる」と誘われている。
 - LINE アプリ、直接対話等で執拗に勧誘をかけられている。
(セミナーへの参加、儲かった話など)
- * 勧誘者：被勧誘者と高校時代から面識のある同学部同学科同学年の学生。

<勧誘者の具体的な行動とそれに伴う勧誘説明>

- 40万円を「投資した」と説明。
 : 円 → 米ドル → ビットコイン
 : 具体的には“会社（ファンド）”の口座に米ドルを入金。
 : 自分専用の口座ではなく、勝手におろすことはできない。
- “30万円勝った”とアピール。
 : スマホアプリ上に30万円分のビットコインの表記。
- 「日本円として手にしたことがあるか？」と質問したところ、「まだ上がるから日本円には変えていない」と返答。
 : 日本円を手にした人を見たことがない（「いる」と聞いているだけ）。

<調査によって判明した勧誘者のビットコイン売買の実態>

- 仮想通貨取引所に自分のウォレットを持っていない。
 : “ファンド”で自分が持っているビットコインを他人のウォレットへ送金することができない。
- “ファンド”が用意したスマホアプリで表示される数字がすべて。
 : 現時点のレートで30万円分のビットコインの数値が表示されている。
- やめる時はアプリ上のビットコインの持ち分は“ファンド”が買い取る。
 : 手数料が高いことは知っている。
- “ファンド”のアプリケーションをダウンロードし、入金すれば終わり。
 : ビットコインを増やすには、さらに入金をするか、誰かを勧誘し紹介料をゲットする。

上記のやり取りは、まず3級ファイナンシャル・プランニング技能士有資格者である学生が同席する中、被勧誘者が勧誘者にSNS（LINE）で質問をする形式でスタートした。やり取りの中で生じた疑問については、その都度学生たちが話し合い、勧誘者にメッセージを通じて質問し、必要に応じて画面ショットを添付してもらった。さらに被勧誘者と勧誘者が2人だけで直接会話をするなど、約半年の期間をかけて追尾調査等を行った。なお、被勧誘者は調査途中で3級ファイナンシャル・プランニング技能士有資格者となっている。

5.2. 仮想通貨取引勧誘への学生の判断とその時に用いた知識

この調査を通じて学生が問題視したのは次の4点である。

- ① 勧誘者本人が自分の行なっている仮想通貨取引の仕組みを理解していない
- ② 高い手数料および困難な現金化
- ③ 会社の実態が不明確
- ④ 金融商品販売法違反

上記①が挙げた理由は、やり取りの中で有資格者の質問に勧誘者が答えられなかったからである。また、勧誘者が40万円を投資したにも関わらずアプリ上には30万円分のビットコイン表記しかないのに「30万円勝っている」と説明した点にも着目した。元本欠損であるにも関わらず勧誘者はそれを認識していない。

②の手数料の高さと困難な現金化については、投資資産の要素となる「収益性」と「流動性」の問題として捉えているとみなすことができる。売買益があったとしても手数料が高ければ現金化してもほとんど手元に残らず、投資する魅力がないと学生は断定した。また、持ちかけられた取引の全容が明らかになるにつれ、仮想通貨の購入の容易さに比べて仮想通貨の現金化の困難さに注目が集まった。彼らは調査を始めて数ヶ月後、勧誘者が現金化をあきらめたことを聞き出した。

③の会社の実態が不明な点は、投資資産の「安全性」に関わる問題である。勧誘者が挙げた会社名について学生がインターネットを使って調べた結果、住所はバハマにある部屋番号で、いわゆるペーパーカンパニーということが判明した。さらに、当該会社のホームページには投資者への情報等の記載がないこともわかった。

④の金融商品販売法違反の指摘では、顧客に対する重要事項説明義務違反を挙げた。勧誘者が入金した先を「ファンド」と呼んでいたため、学生は投資会社として調査を行った。そのため、目論見書や運用報告書の発行がないことを問題視した。

以上のように、聞き取り調査と独自調査からこの仮想通貨取引勧誘について学生が導き出した結論は「詐欺である」であった。

5.3. 3級レベルの知識による仮想通貨取引勧誘の判断

聞き取り調査のどこに3級ファイナンシャル・プランニング技能士資格試験で学んだ知識を応用する箇所があるのかを以下に示す。

➤ 金融商品取引法および消費者契約法

- 「大切な友達だから一緒に儲かろう」「絶対に儲かる」と誘われている。
- LINE アプリ、直接対話等で執拗に勧誘をかけられている。

「絶対に儲かる」などの勧誘は金融商品取引法および消費者契約法における契約の

取消事由にあたる「断定的判断を提供」である。また、執拗な勧誘は「不退去」「退去妨害」である。個人が個人を誘って事業者と契約を結ばせた場合でも、勧誘者が報奨を受け取れば事業者の勧誘と見なせると考えられる。

➤ 為替と手数料

: 円 → 米ドル → ビットコイン

円を米ドルに換え、その米ドルでビットコインを買う場合、為替相場の影響を受ける。ビットコインを売却し円貨にする場合も同様である。また、為替には手数料を支払わなければならない。円ドルの相場がビットコインの売買時に同じであったとしても、円で直接ビットコインを買う場合と比べると、少なくとも為替手数料の分が損失である。

➤ 元本欠損

→ “30万円勝った” とアピール。

: スマホアプリ上に30万円分のビットコインの表記。

40万円入金したにもかかわらず、30万円分のビットコインしか持っていないのであれば、10万円の元本欠損である。

実際はこれら以外の情報も複合して判断するのであるが、この3つの3級レベルの知識を応用することで「この仮想通貨取引は怪しい」という結論を導き出すことは可能である。

6. おわりに

学内で密かに横行している仮想通貨取引について3級ファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得者である学生は「詐欺である」と断定した。また、彼らが「若者にとっての」投資資産ではないと結論づけたのは興味深い結果である。将来に必要な資本との時間的距離がある若者であるからこそ、安全で複利運用できる資産を求めるのであろう。仮想通貨すなわち暗号資産が投資の対象となるか否かは個人の選択によるだろうが、少なくともファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得のために学んだ知識を生活に役立たせることが可能であることを示している。本研究において気になった点は、仮想通貨取引勧誘の聞き取り調査における元本欠損を指摘した有資格者が7人中1人であったことである。残りの6人中4人はその点について何ら問題にしておらず、2人にいたっては勧誘者と同様に元本が別の場所で保管してあると考えていた。グループにおいて誰かに指摘を受ければすぐに理解するが、資格を取得していても学んだはずの知識を個別に応用しきら

ないのである。元本欠損を指摘した者が実際に株式投資を行なっている学生であったことから、場数を踏んでいないことが原因と考えられる。

仮想通貨取引の勧誘者の話を聞く限り、この勧誘はマルチ商法の勧誘である。彼が“ファンド”と呼んでいる会社は、恐らく実際にビットコインを持っていないのだろう。このように詐欺の可能性が高い話に若者が手を出す理由について、学生たちは「苦勞せず手軽に稼ぎたい」「面倒くさいことをしたくない」「友達が稼いでいるから自分も乗り遅れたくない（ハーディング現象）」などが原因として考えられるとした。若者をターゲットにした取引の勧誘は、いつの時代も存在する。特に近年のFXや仮想通貨の取引勧誘は、今までの物品のマルチ商法などと違い商品を抱え込むこともなく手元のスマートフォンのみで完結するため手を出しやすい。なお、「2.2. 大学生間の広がる仮想通貨投資について」で示した仮想通貨取引についてのアンケートで、145人中14人が何らかの声を掛けられていたことを示したが、このうち実際に出資した者は2名であった。また、声をかけられた者に「詐欺と思うか」と問うたところ、出資しなかった者も合わせて半数以上が詐欺だと思っていなかった。

3級ファイナンシャル・プランニング技能士の資格取得のために学んだ知識は、仮想通貨取引等の勧誘について判断を行うのに有効である。しかしながら、資格を取得しただけでは知識を活用するには不十分であり、学びの中に何らかのゲーム（仮想）ではない実務が必要であると考え。今後はさらにデータを集め、学生のパーソナルファイナンス理解における知識獲得とその応用について研究を深める予定である。

注

注1. 「表6-3 給付・貸与別の奨学金事業額（学種別）」の大学&貸与の数を「表5-3 給付・貸与等別奨学生数（学種別）」の大学&貸与の数で除した。 $8,488,881,000円 \div 10,202人 = 69,340.0円/人$

注2. マイニングにおける51%攻撃問題とは、参加者の50%以上が取引を承認することで成り立っているブロックチェーンの取引において、1人もしくは1つのグループが全体の50%を所有していることで不正な取引を承認することができるという問題である。

注3. 通常、ビットコインなどの暗号資産を保管管理するためには図4で示したように公開鍵と秘密鍵が必要である。公開鍵はその名の通り誰にでも公開されているが、秘密鍵は本人しか知らないコードである。しかしながら、本人だろうがこのコードを失念してしまうとビットコインに触れなくなってしまう。コードを再設定するための手続き先がないからである。このように秘密鍵を紛失することによってコンピュータのハードディスク内に埋もれたビットコインは、全体の供給量の最大23%にあたる280万~380万BTCと言われている。

参考文献

- [1] 梅根和志 (2017年3月) 「若者の株取引に対する意識差～アメリカと日本の違い～」:九州産業大学商学部商学科卒業論文
- [2] 奨学金.net 「給付型奨学金をくれる団体」 (<https://奨学金.net/archives/67540341.html>)
- [3] 日本学生支援機構 HP 「平成28年度奨学事業に関する実態調査結果」
(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/afieldfile/2018/06/14/result_28_2.pdf)
- [4] 日本学生支援機構 HP 「学校毎の貸与および返還に関する情報」
(<https://www.sas.jasso.go.jp/ac/HenkanJohoServlet>)
- [5] 古徳佳枝 (2006年3月) 「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育の現状と課題－全国大学シラバス調査を通して－」日本FP学会誌 FP 研究 NO. 6 (<http://www.jasfp.jp/img/file14.pdf>)
- [6] 日本FP協会 HP 「学生や社会人がFPを学べる大学一覧」 (<https://www.jafp.or.jp/aim/study/college/>)
- [7] 北川弘文 (2011) 「大学生のキャリア教育におけるパーソナルファイナンス教育導入の提言」
日本FP協会 HP (https://www.jafp.or.jp/kojin/info/essay/essay02/files/essay02_1.pdf)
- [8] Bitcoin v0.1 released (<https://www.mail-archive.com/cryptography@metzdowd.com/msg10142.html>)
- [9] 日本経済新聞出版社 (2019年5月17日) 「うかる! FP3級速攻テキスト2019-2020年版」